

地籍調査事業(大崎地区) 地権者説明会

日時: 令和8年1月28日(水)

1回目: 16時00分

2回目: 19時00分

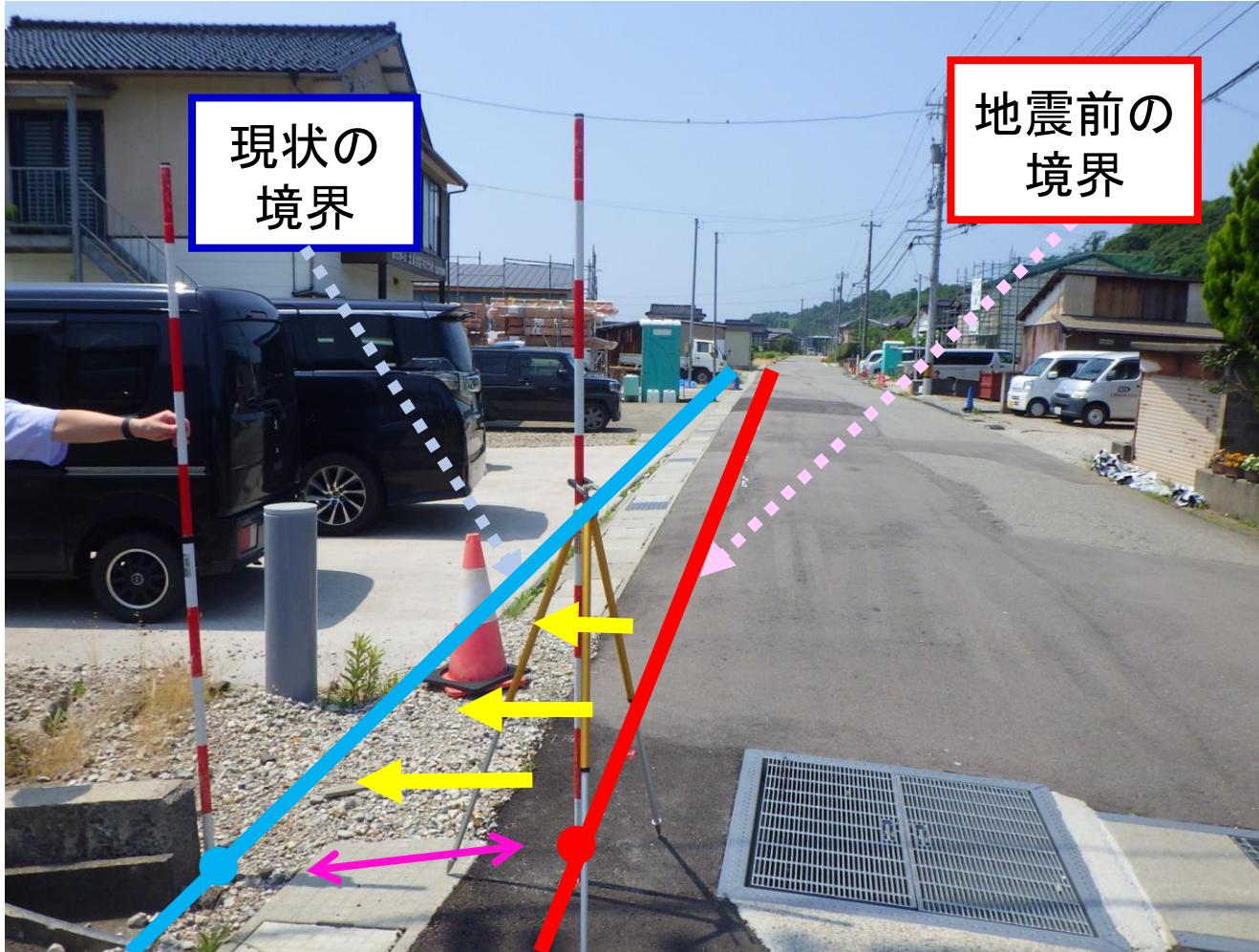
会場: 大崎区民会館

主催: かほく市災害復興対策課



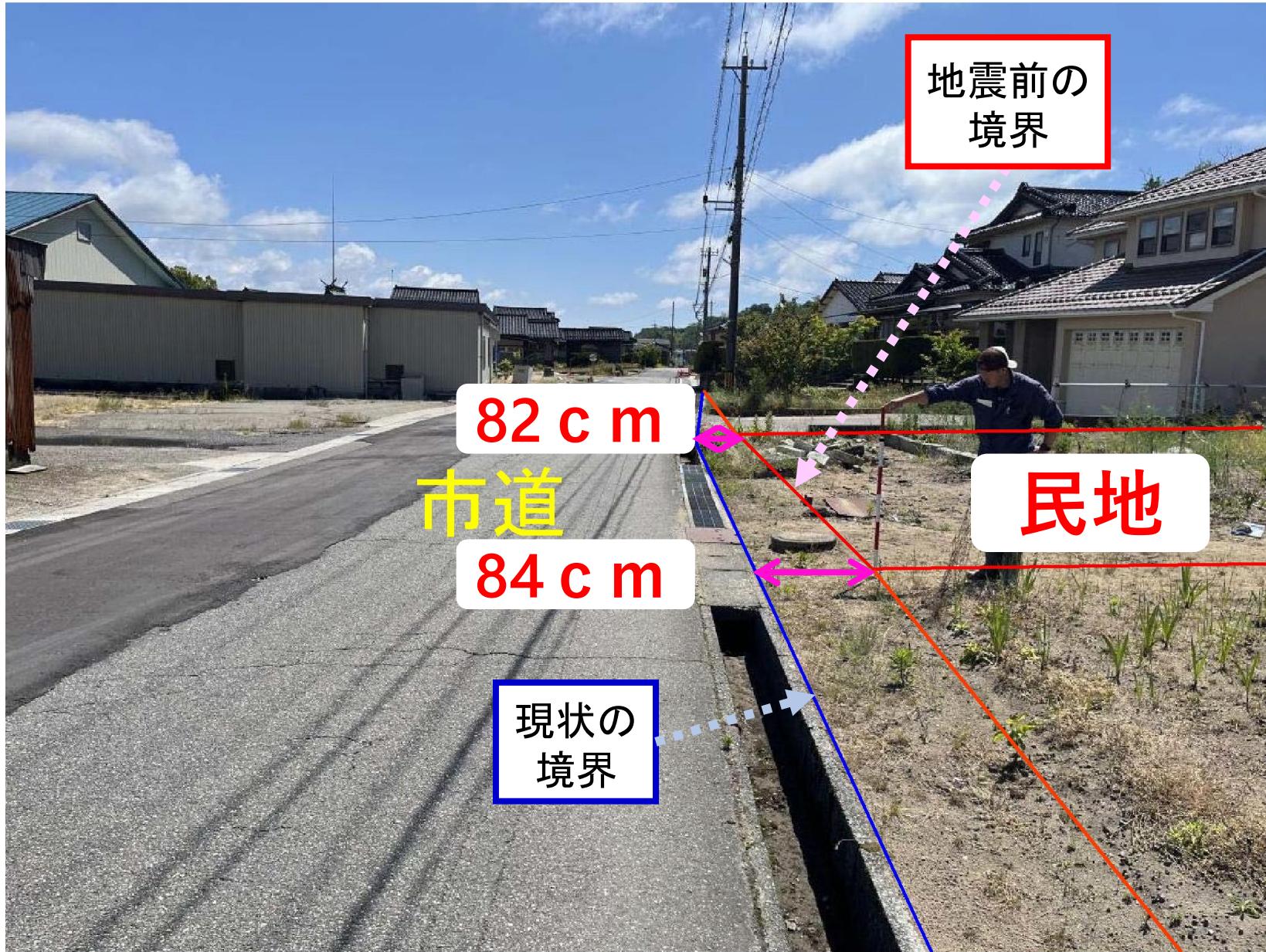
- 1.地籍再調査実施の背景
- 2.地籍調査とは
- 3.区域ごとの境界画定の方針について
- 4.今後の調査のスケジュール(流れ)
- 5.現地立会まで(3月まで)にお願いしたいこと
- 6.現地立会の際にお願いしたいこと
- 7.現地立会(境界確認)後のお願い
- 8.今後の予定・問い合わせ先

1. 地籍再調査実施の背景

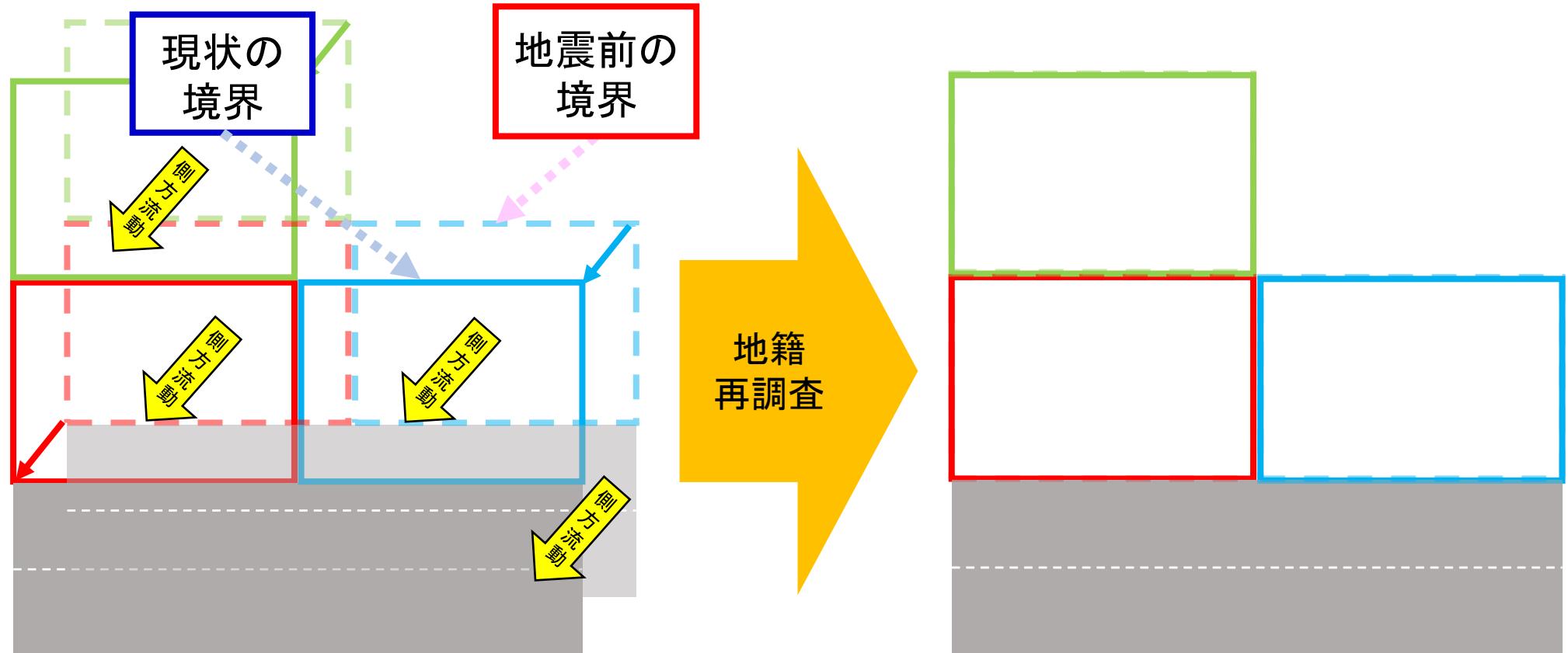


令和6年能登半島地震により、地盤の液状化が発生し、側方流動によって地震の前後で土地境界にズレが生じたことにより、インフラの復旧と住まいの再建の妨げになっている。

1. 地籍再調査実施の背景

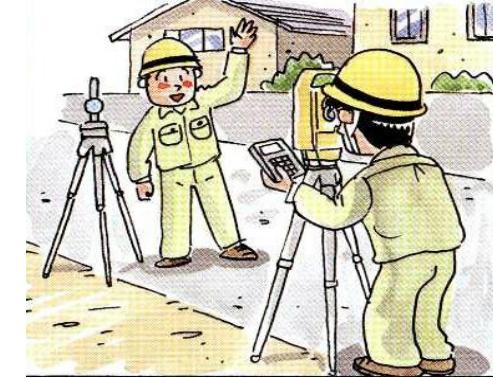
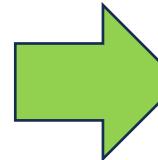
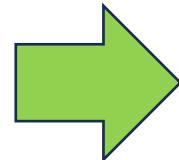
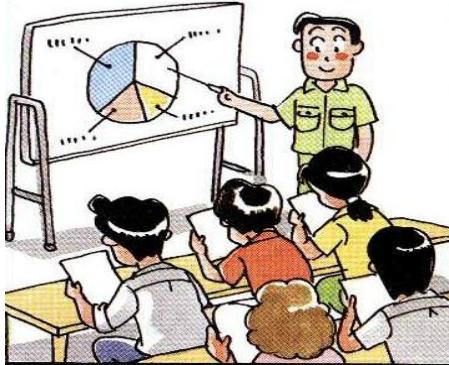


1. 地籍再調査実施の背景



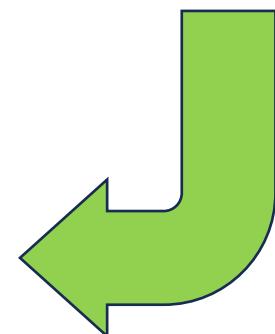
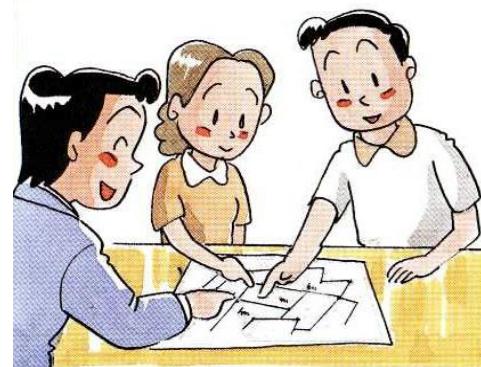
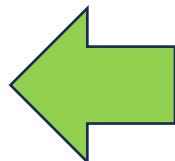
地震前の境界と現況が地震により一致しない状況となっていることから、境界を現況と一致させるため、
地籍再調査を実施することとなった。

2. 地籍調査とは



②境界立ち会い(一筆地調査)

一筆ごとの土地を、土地所有者や
地籍調査推進員・測量業者・市職員の
立会により境界や利用状況の確認をします。



⑥登記所への送付・完了報告

地籍調査事業で調査した地籍簿や地籍図を登記所へ送付します。
登記所では土地登記簿が書き改められ、新しく地籍図が
備え付けられます。
なお、登記が完了したら地権者の皆様には完了した旨の通知と
一筆毎の図面を送付します。

④仮閲覧

測量結果による、境界・土地形状・面積等の確認や
分筆や合筆、地目の調整を土地所有者と行います。

⑤本閲覧

測量結果や仮閲覧で調整した地籍簿(案)や
地籍図(案)を最終確認していただき、誤りがあれば
訂正します。

3. 区域ごとの境界画定の方針について



【県道および市道の境界復元方針】

現況の構造物を境界とし、道路を復旧する

※大和道路の一部区間を除く

光宝台と大崎南(南町会)は現況の構造物を基準に、筆界(案)を別途提示する

【メリット】

登記にかかる時間を短縮でき、インフラの復旧を迅速に進められるため

【デメリット】

測量の結果、登記簿面積が変更になります。



4. 今後の調査のスケジュール(流れ)

【全体スケジュール】

| | 令和7年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 | 令和8年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 | 令和9年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 | 令和10年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 |
|--------------|---|--|---|--|
| 地籍再調査のスケジュール | <p>市道との境界確認</p> <p>県道、市道の復旧方針の調整</p> <p>地籍調査C工程（基準点測量）</p> <p>○地権者説明会</p> | <p>地籍調査E工程（一筆地調査）</p> <p>現地立会</p> <p>再立会 再調整</p> <p>地籍調査F1、F2工程（細部図根測量、地積測量）</p> | <p>地籍調査G、H工程（地籍測定、地籍図簿の作成）</p> <p>仮閲覧</p> <p>再調整</p> <p>本閲覧</p> | <p>地権者同意の状況により、スケジュールは変更となる場合があります。</p> <p>認証、登記申請業務</p> |



4. 今後の調査のスケジュール(流れ)

【地権者のスケジュール】

| No. | 実施時期 | 実施内容 |
|-----|-------|--|
| ① | 令和8年 | 2月～3月 隣接者と境界位置の事前確認 |
| ② | | 4月～7月 ①にて事前確認した境界位置を土地所有者及び地籍調査推進員(地元推薦の役員・土地家屋調査士・測量士)、市職員にて確認(現地立会) |
| ③ | | 9月～12月 ②にて土地所有者による境界確認ができなかった箇所、境界が決まらなかった箇所について、現地の再立会 |
| ④ | 令和9年 | 3月～6月 ②または③にて確認した箇所を測量した結果を示した図面等の内容確認(仮閲覧) |
| ⑤ | | 8月～10月 ④にて修正箇所のあった箇所について、現地の再立会 |
| ⑥ | 令和10年 | 12月～3月 ⑤で修正した図面等の最終確認(本閲覧) |
| ⑦ | 令和11年 | 3月頃 ⑥で確認した結果の登記完了のお知らせ(郵送にて送付) |

5. 現地立会まで(3月まで)にお願いしたいこと



事前に隣地との境界を話し合っていただき、
既設の境界杭等があれば事前に
確認しておいてください。

境界杭等など目印がない場合は、隣接土地
所有者とよく話し合いをされ、合意の上で、
土地の境界点に杭やペンキで目印をつけて
ください。

杭は大崎区民会館より必要分を
お持ちください。
(玄関出て左の駐輪場にあります)



6. 現地立会の際にお願いしたいこと



一筆ごとの土地の境界を、土地所有者及び地籍調査推進員（地元推薦の役員・土地家屋調査士・測量士）・市職員が立会して境界の確認を行います。

土地所有者が立会出来ない場合は、委任状を提出していただき代理人が立会することができます。

立会の結果、境界の確認が出来ない場合や立会に誰も出席出来ない場合は筆界未定となります。



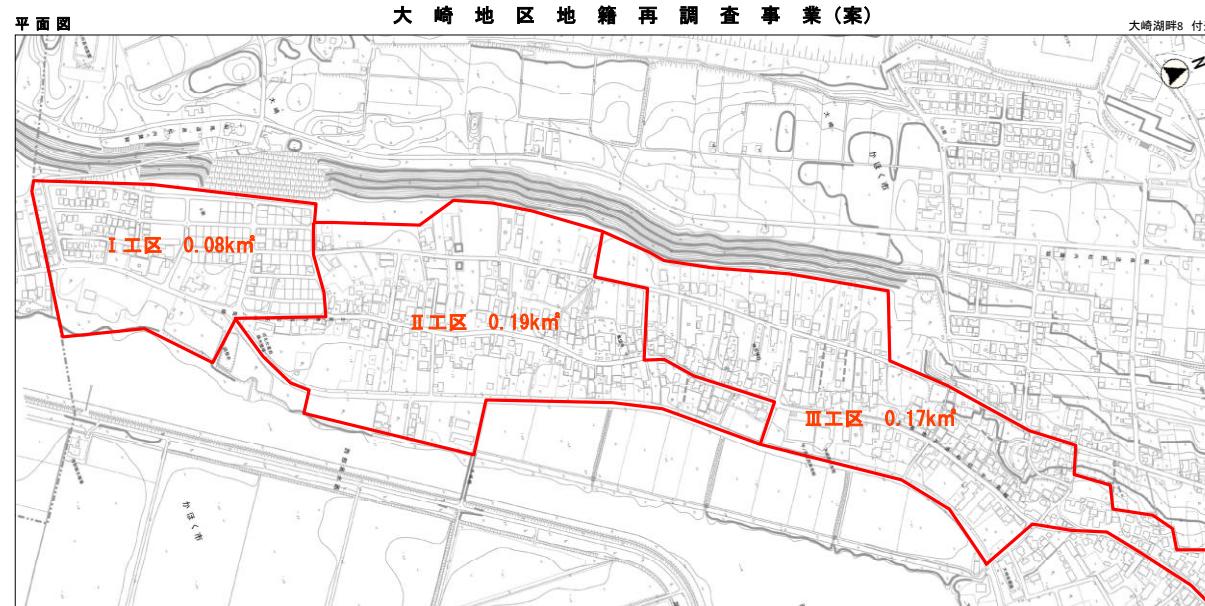


【基準点測量・一筆地測量に伴う土地の無断立ち入り等について】

基準点測量や一筆地測量のため、皆様の土地に無断で立ち入ることがありますので、ご了解の程よろしくお願ひします。

測量に支障が生ずる場合、敷地内の枝の伐採や草刈等をさせていただことがあります。

一部の私有地内に基準点(黄色の杭)を設置させていただくことがありますので、ご迷惑でも杭を抜いたりしない様、ご協力をお願いします。
(基準点は黄色、境界は赤色の杭を使用します。)



【現地立会当日の流れ】

境界の現地立会は、4月～7月にかけて実施する予定です。

調査区域をブロックに分割して、午前と午後に分けて立会を行います。

ブロック割や立会の日時、集合場所、推進員名簿については、後日改めて案内しますので必ず確認のうえ出席してください。

光宝台および大崎南(南町会)については、別途図面(案)の説明会を開催予定です。



- ・担当窓口：かほく市災害復興対策課
- ・電話：076-283-7133
- ・メール：ka-fukkou@city.kahoku.lg.jp
- ・窓口受付：平日8時30分から17時15分
- ・Web：「まんが地籍調査」（かほく市ホームページ）

<https://www.city.kahoku.lg.jp/005/501/502/d000849.html>

こちらからもアクセスできます ↓

